

第53号議案

尾張旭市多世代交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

尾張旭市多世代交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年9月1日提出

尾張旭市長 柴田 浩

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市多世代交流館の開館時間及び使用料を変更するため必要があるからである。

尾張旭市多世代交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尾張旭市多世代交流館の設置及び管理に関する条例（平成25年条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(開館時間) 第4条 多世代交流館の開館時間は、 <u>次のとおり</u> とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。	(開館時間) 第4条 多世代交流館の開館時間は、 <u>午前9時から午後5時まで</u> とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。
区分 4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年の3月31日まで	開館時間 午前7時から午後5時まで 午前8時30分から午後5時まで
別表（第14条関係） 多世代交流館使用料	別表（第14条関係） 多世代交流館使用料
区分 高齢者ボランティア等活動室 実習・講習室	1時間当たりの使用料（円） 200 200
区分 高齢者ボランティア等活動室 実習・講習室	1時間当たりの使用料（円） 240 240

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の尾張旭市多世代交流館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の多世代交流館条例」という。）の規定による使用料の徴収その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の多世代交流館条例の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。